湖東定住自立圏（彦根市と愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町との広域連携）の具体的な取り組み

医療・消防および救急搬送分野

休日急病診療所

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）における1次救急（初期救急）の医療機関として、比較的軽度な症状の患者を対象に、内科・小児科の診療を行っています。

今年の2月からくすのきセンター（八坂町、左図参照）へ移転し、市立病院敷地内で診療を行うことで、重症のおそれ・検査や入院の必要性がある場合には、高度な医療を担う2次救急医療機関の彦根市立病院へ紹介するなど医療連携を図っています。

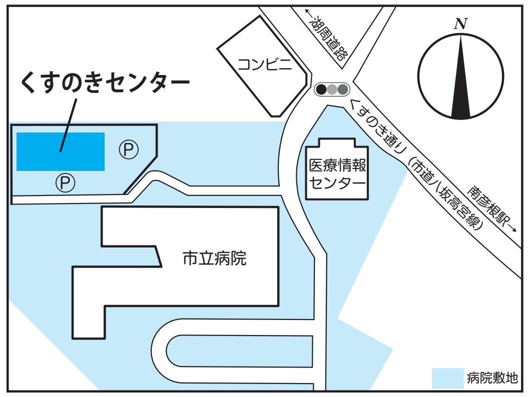

日曜日、祝日、年末年始の急病のとき、まずは当診療所の利用をお願いします。

当診療所は1市3町（彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町）で運営してきましたが、今年度からは、日曜日を除く祝日と年末年始について愛荘町が参加して、1市4町で共同運営しています。

また、2次救急医療体制として、日曜日、祝日、年末年始の昼間と、通年の夜間について、彦根市立病院、彦根中央病院、豊郷病院、友仁山崎病院の4病院が当番制で救急に備えます。

小児救急医療体制は、日曜日、祝日、年末年始の昼夜間について、彦根中央病院、彦根市立病院の2病院が当番制で救急体制をとっています。

各病院の協力により、湖東地域の救急医療体制の充実を図っています。

医療福祉推進センター

湖東地域の医療福祉の拠点として、どんな時でも誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

在宅医療や在宅看取り・在宅介護について地域の皆さんへの情報発信、吸引器などの医療機器の貸出し、地域の医療（訪問診療や訪問看護など）と福祉（訪問介護など）の連携の促進、研修会の開催など医療福祉の現場で働く人々の支援を行っています。

消防・救急業務

消防業務では、火災や救助などに備え、消防体制の強化を図り、より安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

救急業務では、需要が高まる中、真に緊急を要する傷病者への迅速な対応を行うことができる体制づくりを目指します。

問い合わせ先　市健康推進課☎24-0816番、FAX24-5870番

ウチの校風　市立学校紹介 23

彦根市立彦根中学校

所在地　西葛籠町553番地
創　立　昭和62年
生徒数　407人（平成26年9月）
教育目標
「未来を拓く心豊かで
たくましい生徒の育成」

今年で開校28年目になる彦根中学校は、「自主」「協同」「責任」の校訓のもと、さまざまな活動に取り組んでいます。

特に、長距離遠足は開校時からの伝統の行事です。全校生徒が同じコースを歩き、郷土の歴史や文化を学んで、保護者や地域の人々と親睦を深める機会になっています。また、体育大会では全校マスゲームを行っています。4段の塔、波紋などを披露し、演技が完成した時は、多くの拍手や賞賛を受けています。

「命・人権を大切にする彦中生」「地域に貢献する彦中生」をスローガンに掲げ、高宮花火の準備・後始末やもちつき大会などの地域行事にも積極的に参加しています。今年は、地域の皆さんの協力のもと、大規模な緑のカーテンづくりに取り組みました。年間を通して多くの人に支援をいただいています。

問い合わせ先　市教育委員会学校教育課☎24-7973番、FAX23-9190番

▲長距離遠足

▲体育大会でのマスゲーム

▲緑のカーテン

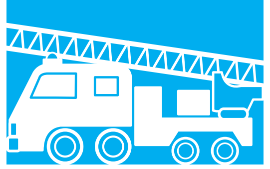

消防だより

彦根市消防本部予防課☎22-0332・FAX22-9427

住宅用火災警報器は大丈夫ですか？定期点検を行いましょう

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられて3年が経過しています。

住宅用火災警報器は、月日とともに劣化します。いざというときしっかり作動するように、日頃からお手入れや点検を行ってください。

警報器が鳴ったときの対応

●火災のとき

大声で火災を周りの人に知らせ、119番通報や可能であれば消火を行ってください。

ただし、ご自身での消火が難しい場合は、速やかに屋外に避難してください。

●火災でないとき

設置されている環境により火災以外の場合でも警報器が作動する場合があります。

湯気や煙などを感知して警報器が鳴っているときは、警報停止ボタンを押す、ひもがついているタイプはひもを引く、もしくは、室内の換気を行うことにより警報音は止まり、通常の状態に戻ります。

●台所でよく鳴る場合

調理中の煙を火災の煙と感知してしまい、警報器が鳴ってしまうことがあります。そのような場合は、設置位置を変更するか熱式の警報器に取り換えてください。

定期点検

月に1度は点検をしましょう。

●お手入れ方法

警報器にほこりが付くと火災を感知しにくくなります。汚れがあれば、乾いた布で拭き取りましょう。

特に台所付近に設置されている警報器は、油や煙などで頑固な汚れがついていることがあります。乾いた布での拭き取りではじゅうぶん取り除くことができません。布に水やせっけん水を浸し、しっかり絞ってから汚れを拭き取ってください。

●テスト方法

ボタンを押したり、ひもを引くなどタイプはさまざまです。詳しくは設置された製品の取扱説明書をご覧ください。

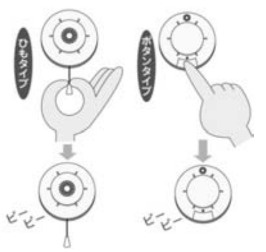

●音が鳴らない場合

次のことを確認してください。

▼電池はしっかりセットされていますか？

▼電池切れではありませんか？

▼機器の故障が考えられます。取扱説明書をご確認ください。

●いつもの音と違う？

電池切れの場合は、音声でお知らせしたり、ピッ…ピッ…と短い音が一定間隔で鳴りますので、新しい電池と交換してください。

●警報器本体の寿命

おおむね10年です。設置後10年を目安に交換をお薦めします。

※住宅用火災警報器は天井の高い位置に設置されている場合が多いため、お手入れやテストをする場合は、はしごや丈夫な台などを利用し、転倒などけがをしないよう注意してください。

ガス機器からの出火や着衣着火に注意しましょう

私たちの生活には、調理器具や暖房器具にガスを使用するものが多数あります。市消防本部管内では、平成25年中の67件の火災のうち、こんろによる火災が4件発生しています。

●機器の正しい取り扱い

揚げ物などの調理中、目を離したすきに、鍋などが過熱して発火する可能性があります。調理中は絶対にその場を離れないでください。

食用油を使用しての揚げ物調理などは加熱を防止する安全装置の付いたこんろを使用してください。

●着衣着火とは？

ガスこんろやストーブ・たき火などの火が、着ている衣服についてしまうことです。

台所でこんろの奥にある鍋を取ろうとしたり、換気のために窓を開けようとして、手前のこんろの火が衣服の袖口や裾についてしまったり、また、たき火をしていて風にあおられた火が衣服に着火してしまったという事例があります。

こんろ奥の作業などは必ず火を止めてから行ってください。

衣服に火がつかないように注意することが大切ですが、燃えにくい防炎製品を使用するなどの予防対策をお願いします。

高齢者世帯防火診断を実施します

市消防本部では、高齢者を火災から守ることを目的として、毎年、秋の火災予防運動の一環として高齢者世帯防火診断を実施しています。

防火診断は、消防職員などが高齢者世帯を訪問し、暖房器具・調理器具などの火気使用や取扱方法、住宅用火災警報器・消火器などの設置状況、布団・カーテン・寝衣類の防炎製品の使用状況を診断し、防火意識の高揚と出火防止を図るものです。

防火について不安や疑問は、民生委員児童委員に防火診断を依頼してください。

また、民生委員児童委員から診断を薦められた場合は、ぜひ、この機会に防火診断を受けてください。